

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3202号)

令和7年4月28日

横 情 審 答 申 第 3202 号

令 和 7 年 4 月 28 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年10月18日総人第1024号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和5年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「令和５年６月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「Ｃ」の理由書」の保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和５年７月21日付で行った上記１記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第１項第７号へに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

審査請求人への評価の内容は、被評価者の心情等に配慮しない評価者の率直な意見であり、非常にセンシティブな情報であるため、人事管理情報そのものといえる。

また、本来的に被評価者にそのまま開示するべきものとして想定していないため、評価者の率直な考えに被評価者が納得するとは限らず、無用の誤解を招く事態が生ずることが考えられる。

審査請求人への評価の内容を開示することとなれば、評価者が被評価者の心情等に配慮し、誤解やあつれきが生じることのないよう当たり障りのない評価を記載することが懸念され、そのような評価がされた場合には適切な人事管理を行うことができなくなり、職員の意欲に応える人事給与制度の一環として行っている業務実績評価制度の根幹を揺るがすものとなり、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがある。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、勤勉手当区分「Ｃ」の理由書の全部を開示するよう求める。
- (2) 審査請求人に不利益を与えている以上、その勤勉手当区分がＣである理由を全部開示することで、説明責任を果たさなければいけないものとする。

- (3) 不開示とする合理的理由の記載がない。

## 5 審査会の判断

- (1) 一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について

横浜市では、勤勉手当の支給に当たり、職員の成績率区分を決定している。成績率区分は、対象となる職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCである。

評価者は、該当の職員の成績率区分がA又はCであると判断した場合には、「勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「A（又はC）」の理由書」（以下「理由書」という。）を作成し、区局人事担当課に提出する。

区局人事担当課で取りまとめた理由書は総務局人事課に提出され、同課において、最終的な成績率区分が決定される。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、人事課に提出された審査請求人に係る令和5年度6月期の理由書であり、その氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載されている。

実施機関は、このうち、審査請求人への評価の内容を法第78条第1項第7号へに該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

- (3) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

イ 審査請求人への評価の内容には、審査請求人の成績率区分の判断に当たっての具体的な事情やこれに関する評価者の率直な意見が記載されている。これらの情報は、開示することにより、評価者が被評価者に開示されることを意識して当たり障りのない評価を記載する等により、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、本号へに該当する。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                            | 審 査 の 経 過              |
|----------------------------------|------------------------|
| 令 和 5 年 1 0 月 1 8 日              | ・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令 和 5 年 1 1 月 3 0 日              | ・ 実施機関から反論書の写しを受理      |
| 令 和 7 年 3 月 2 4 日<br>(第455回第二部会) | ・ 審議                   |